

京都市保育所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年7月31日

京都市長 松 井 孝 治

京都市規則第 13 号

京都市保育所条例施行規則の一部を改正する規則

京都市保育所条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第2項に次の1号を加える。

- (6) 利用者（市外在住者を除く。）が、児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等
通園支援事業に係る保育を受ける場合であって、被保護者がある世帯に属している場
合

第4条第2号中「、第5条の4第6項」を削り、「第5条の4の2第5項」を「第5条の
4第5項」に、「第7条の3第2項」を「第7条の3第3項」に改める。

別表第6非課税世帯の項中「非課税世帯」の右に「、均等割課税世帯及び基準年度の所
得割課税額（年額）が1円以上77,100円以下である世帯」を加え、「60」を「10
0」に改め、同表備考を同備考1とし、同備考に次のように加える。

2 「均等割課税世帯」とは、市町村民税の地方税法第292条第1項第2号に掲げ
る所得割を課されている者のない世帯（非課税世帯を除く。）をいう。

3 「基準年度の所得割課税額」とは、利用者の保護者等についての基準年度分の地
方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割を合
算した額をいう。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年8月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条の改正規定及び第4条の改正規定（同条第2号中「第7条の3第2項」を「第
7条の3第3項」に改める部分を除く。） この規則の公布の日

(2) 第4条の改正規定（同条第2号中「第7条の3第2項」を「第7条の3第3項」に
改める部分に限る。） 令和10年1月1日

（適用区分）

2 この規則による改正後の京都市保育所条例施行規則別表第6の規定は、この規則の施

行の日以後の利用に係る京都市保育所条例第6条本文に規定する保育費用（以下「保育費用」という。）から適用し、同日前の利用に係る保育費用については、なお従前の例による。

（子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室）